

II 自由叙述

集計は質問項目別に行ったが、内容的には必ずしも当該質問の答えとなっていないものもあった。

見出しは集計段階で適宜付したものであるが、回答が複数の見出し事項に該当する場合は、それらを該当箇所すべてに分類している。そのため、同一の回答が複数箇所に登場する場合もある。

各自由叙述の先頭に付された3桁の数字はサンプル番号である。

問 8 a、b 「裁判動機」「裁判への期待」(上段 a、下段 b)

・相手方の訴訟前の対応への不満から

- a 007 あまりにも医師が怠慢でいいかげんな態度で立腹したから。
- 161 あまりにも相手方の対応が無責任であったから

b 017 議論の余地のない相手の横車なのでできれば事前に話し合いを持ちたいと呼び出しをかけたが応じなかった結果，裁判となった

- 418 相手方に脅されるようなことがあり警察にも届けたが，解決できなかったので裁判で決着できればと思った

・相手との話し合いをもつため

- a 082 相手側との話し合いを持つため

・対社会性

- a 187 夫の両親が利用されていたのでそれをやめさせたかった
- 200 相手側の生活，生き方に疑問を感じた。
- 207 現在の建築緩和の状況の中で誠意のない建主が建築を行い，何ら補償もしない場合に近隣が大きな被害(物心両面とも)を受けてしまうのかを訴えたかった。

b 153 弱者の無防備を悪用し，返済不可能な額の保証を強要していたことを保証人に明言せずに書類のみを証拠として乱暴な取立てをする金融業は社会の悪である。

・自分に対する害・迷惑を排除するため

- a 217 近所から苦情がくるので
- 230 会社のみならず，個人に対しても害をもたらされる。

b 565 原告の家庭，家族，特に妻への人権侵害を証言する。

・相手の言い分との食い違いから

- a 730 私が借入した金員ではないのに突然請求を受けたが覚えのない金員で，原告会社よりは別口座があり私が借入した金員については一銭たりとも(判別不能)は(毎月)していない。

b 098 前からの経過も影響している。供託(以前)にもあった地代支払いに関して不便を感じた。

- 129 原告および保険会社から提出された損害賠償リストが数量，価格，損害度ともにあまりにも実状とかけ離れており，裁判によって実態を明らかにしてほしいと思った。

427 自分の考えと違っていた。家賃も払わないで居座っているとされた。

・裁判(のもつ強制力)以外に方法なし

- a 022 裁判以外に建物明渡しを強制できる制度がないため

・相手方から裁判を起こされたから

b074 相手が裁判を起こしたので裁判になった。話し合いで解決しなかった

・利益を守る、勝訴をめざす

a221 最善を尽くす。会社の利益を守るため。

223 勝訴そのもの。

・期待はずれ

a052 弁護士も裁判官も権利を認めてくれなかった。

b022 地裁では法人が当事者の場合は、代理人弁護士でないと訴訟を起こせないため(社長が裁判に出るわけに行かないので)。

052 裁判官にあまり話を聞いてもらえなかった。

086 期待することは何もしてくれない。

120 時間に制限があって言いたいことが全く裁判官に聞いてもらえない今の法廷のあり方、準備書面に頼る方が大きいことに反発を覚える。

224 原告本人が出てこないで代理人が出ていた。本人に出廷してもらいたいことを裁判官に言ったがかなわなかった。最終的に行かなかったので負けたことになった。

305 客観的事実を示す証拠書類の全てが裁判官には届いていない。全体を把握してほしい。裁判長まで書類が行かず分析不足。

408 落札した人に権利を与えてほしい。時間に関係なくある程度時間を延ばしてほしい。弁論を避けて証拠だけを気にするのでもっと事件の経過についても気にしてほしい。

430 努力してもらったと思うしまあ満足しているが、先輩後輩や他の件でのつきあいや馴れ合いだったりした部分があったように感じる。人的なつながりではなく弁護士の立場で仕事をしてもらいたかった。

704 ことの真実を明らかにするためには裁判官にもうちょっと親身になって判決してもらいたかった。

問 9-3 「弁護士依頼理由」

・多忙、遠隔地

- 082 代表者が出廷できず
- 190 忙しいので
- 193 北海道で提訴されたので遠隔地で毎回出廷できないため

・知人が弁護士

- 083 息子さんの友人が弁護士で気軽に相談できた。
- 212 子ども(次男)が弁護士をしていた。

・資格や知識がないから弁護士に頼むほかないと思った

- 131 「地裁事件であり代理人は弁護士に限られるから」が最大の理由。
- 525 法的手続きを取ってもらう(自分でも手続きが出来ない)。
- 548 資格がないので弁護士に依頼しないと訴訟を起こせない。

・「不満」(感想): 弁護士じゃないとダメだと言われた

- 140 裁判で、弁護士がいないと裁判ができないと言われた。
- 143 裁判官は弁護士でないと相手にせず馬鹿にするということは聞いた。
- 742 自分で裁判ができないような言い方だったので直接お願いした。

・相手方に問題があったので弁護士に任せた

- 017 相手方が少し人間的におかしかったのでその相手をしていると時間が惜しかったので弁護士に申し訳ないと思ったが任せた。
- 207 相手側の弁護士が箸にも棒にもかからない人間のため。
- 542 兄弟で裁判するのは本意ではないが、相手が実行しなくてノラリクラリ自分本位なので弁護士が必要と知った。

・問題が複雑、交渉の行き詰まり

- 067 ややこしい問題があったから。
- 110 交渉が行き詰まり弁護士に任せる他ない。
- 194 協議が不調に終始し、裁判以外に解決の道が残されていなかった。

・とにかく絶対に勝ちたい

- 210 生活のために是非店(民宿)が必要であった。

・期待はずれ

- 549 私個人が借入申し込み記入もサインも行っていない書類も提出され証拠として採用されている。会ったこともない証人の言を証言として採用されたこと。

・満足(感想)

- 052 とにかく安心した気持ちで弁護士を依頼した。

問 9 - 4 「弁護士アクセス苦労理由」

- ・ **専門分野の問題**

207 小さな建築紛争事件のため、積極的に担当しようとする弁護士がなかなか見つからなかった。

542 刑事事件に強い弁護士はいるが、民事に強い、経済の事を知っている人は少ない。

- ・ **頼みに行った弁護士が引き受けを渋った**

317 はじめに訪れた弁護士が相手方の事を知っていたので引き受けてもらえなかったりして苦労した（守秘義務がらみ?）。

問9-5「弁護士非依頼理由」

・不信感

使用できない

- 144 弁護士の費用も高く、真剣に業務をやってくれないため、信用のある弁護士が見つからない。
- 471 弁護士には不信感がある。

過去の不満経験から

- 145 弁護士にもよるが、あまり当てにならないと思っていたため(過去に弁護士を依頼した経験上)。
- 460 弁護士をあまり信用できなかったから(別の裁判で頼んだが何もしてくれなかった)。
- 472 弁護士はあまり仕事をしない(過去の経験から)。

相談に行って失望

- 116 相談に行って、面接して失望した。
- 184 弁護士が儲からない仕事以外はやらない。簡単にお金がもらえる仕事しかやらない。弁護士相談所も役に立たない。助けてあげようという弁護士はいなかった。

選択の問題

- 405 弁護士の選択の問題がある。

・依頼に行って断られた

- 184 弁護士相談所も役に立たない。助けてあげようという弁護士はいなかった。
- 419 弁護士数名に相談したが事件の内容や、相手方の弁護士の名前などで断られた。(その内容では負けるから、弁護士が多く望めないからなど)
- 563 金にならないからと全て断られた(3人)。

・訴額が小さかったから

- 216 訴訟の金額が少なかった為。
- 708 提示された金額が少なかったし(95万円)事件の内容が大したことではなかったから。

・自分が正しいから・弁護士を頼むまでもなく負けるはずがないから

- 018 事情がはっきりしているので必要を認めなかった。
- 304 真実なので(自分には非がないので)弁護士は必要ないと思った。
- 647 悪いことをしている意識がないので自分でやって困ることはないと思ったから。(573 控訴理由が不明確であったため。)

・はなっから勝ち目がない、話し合う気もないから

- 707 勝ち目のない裁判だったので、よい土地を購入したと思った。大金も詐欺取られ失ったのでこれ以上1円も出したくなかった。
- 807 借りているのは事実だが、訴訟を起こした方は身内にあたるが感情の高ぶる人なので話し合う気持ちもなかった。

・お金がない、負けた後も金がかかる

- 453 弁護士に相談もし頼みもしたが当時お金に困り期日までお金が用意できないまま裁判

が進行してしまった。

198 負けた後も更に金がかかる。

・ **紛争を一任する相手が出て、そこが依頼した（顧問）弁護士**

515 支配人対応。顧問弁護士がいる。

739 全て管理会社に任せている。家賃の取立て一切任せている。

・ **裁判の実際を自分で体験したい**

566 日本の裁判の実際を見聞したかった。

・ **助言相手が出て**

451 詳しく知っている方がいて助言を得た。

・ **ガイドや情報もなく、煩わしかった／頼むということも知らなかった**

421 手続き等のガイドライン（わかりやすいもの）があると簡単に出来ると思うが、わずらわしいと思う気持ちもある。

649 弁護士に頼むということも知らなかった。

問 10- 1 「裁判をためらった理由」

・ 近しい関係

- 024 過去に長い年月在籍していた会社を訴えるから。
- 200 長く勤務した信頼していた社員だった。
- 300 相手方と家族ぐるみの付き合いだったのでためらった。
- 706 同居していた内縁の妻と息子だったので。

・ 対外的信用

- 450 信用問題でお互いが不利になる。
- 730 自分自身に覚えのない事件に巻き込まれ、無駄な費用と時間。わたしの仕事に対する信用が大切。

・ 裁判そのものへの抵抗

(話し合いで解決したかった、一方的に訴えられた、裁判されることそのものが納得いかない、円満に解決したかった、裁判しなくてもわかってもらえると思った、裁判するほどのことでもない)

- 052 裁判されることそのものが納得いかない。
- 110 できれば円満に解決したかった。
- 116 裁判するほどのことでもないと思った。
- 315 一方的に訴えられ、避けられたなかつたのが残念。
- 453 相手(大家)と何度も話し、遅れる理由も言ったので裁判までしなくてもわかってもらえると思った。
- 462 出来るなら相手と話し合いたかったが応ずるような人ではなかった。人の誠意を汲み取れない人。
- 512 紛争が好きではない。
- 708 自分側から裁判にするつもりはなかつたし話し合いで解決できればよいと思ったので。
- 784 「判決することそのものを避けたい」のであってこの理由はつけたしである。

・ 金、費用対効果の問題

- 198 勝てる自信(負けたときの費用)がなかつた。
- 435 かかる費用分の効果があるのか。本当に自分の言い分が正しいのか。それをわかってもらえるのか。
- 563 無駄なお金が必要になるだろうから。

・ 個別事情

- 020 この裁判は最初原告として裁判。途中で取り下げて被告として同じ裁判をやったのでめんどくさいという気持ちが強かつた。
- 565 原告家庭内暴力が本源。本訴訟は妻に対する心理的暴力。

問 16 「裁判官の印象」(上段) 16-1 「不満・満足の理由」(下段)

「満足」(感想)

- 上 018 裁判の内容は単純なもので初めから結果はわかっていたので時間も短く結果が納得できるものだったので何も文句はない。
085 手際がよい。
110 傍聴しやすい。
- 下 017 裁判官として当然のことはしたと思っているが、当然のことはしないことの多い現状から考えて満足すべきであると理解している。
019 仕事がテキパキしていて、理解が早く、公正だった。
028 結論がすぐでたから。
035 私の立場を理解してもらえて100%言い分が伝わったから。
072 和解を強くすすめることがなかったように感じた。
088 早く解決したことに満足しています。
090 しっかり聞いてくれた・・・
120 裁判、特に開廷の時間に3つも4つも他の事件を扱っているのを見て他人の裁判を傍聴していて気づいたのだが、弁護士の中には何をしゃべっているのか全く聞き取れないような老いぼれた弁護士もいることに気づき裁判官はよく我慢していると感じた。
138 こちらのことをよくわかってくれた、いうことはない。
187 女性が裁判官で人情味があり安心して裁判を進めることが出来た・・・
414 和解のための意見のすり合わせに努力してくれたと思う。
422 裁判官は法律専門家だから公平にしてくれたと思う・・・
440 弁護士同士の話し合いもうまくいった。裁判官も中立的な立場で対応してくれた。
442 自分が期待していたとおりの判決だったのでよかった。被告との和解、判決があったことは被告をも守ることになるので。
471 相手のいうことをよく聞いてくれ、そういった中でこちらの立場も相手が理解してくれたと思う。
513 相手側の弁護士に対して相手方の常識について説明してもらった。
550 主張を認めてくれたことに満足している・・・
551 こちらの言い分が通ったから。
552 裁判官本人が見識ある人だと思った。
555 裁判官は知識もあり、スムーズに進むようにしてくれたと思う。
559 こちら側希望を相手にのんでくれる様にしてくれたのでまあ満足している。
560 勝ったので満足している。
563 弁護士に断られおろおろして満足な答弁できなかったのに言い分をよく理解してくださいました。
652 以前の裁判官より感じがよかった。
700 原告側もわたしも第三者(逮捕された参加者)にだまされたので原告側のほうを考えれば妥当な判決を下と思っている。
723 こちら側のお話をきいてくれた。

・和解勧試の不満

- 上 075 裁判官は和解を強くすすめたことに関しては威圧的だと思った。
228 法理優先は納得できない。裁判官から和解を勧められた。納得できない。判事の数が少ない。

523 すぐに和解に持っていかうとする．時間短縮のためだろうか．

550 裁判官が熱心に和解をすすめる．

下 075 強く和解をすすめたことで自分にも落ち度があるのかと納得がいかなかった．2年もの期間がかかって半分あきらめの気持ちがあった．

161 裁判官が誘導尋問的に強く和解をすすめた．金銭的なことよりも法的にはっきり決着をつけたかったので勢いで極めて少額な金額で（1万円）で和解してしまった．結局その場で1万円渡され，後で和解書が送られてきたが納得できない気持ちが残った．裁判官に言いくめられたような気がした．（要約）

207 すぐに和解に持ってゆこうとする態度がでていた．．．．

433 ．．．法廷の場で説明ばかり求め全く審理が進まない．最後まで理解できなかったよう裁判官が和解案を言い出した．

517 ．．．それに和解を申し出る迄もなく，当事者にすぐ勧めるのはいかがなものかと思う．

523 すぐに和解に持っていかうとする．

550 ．．．裁判官が和解をすすめるのに違和感を感じた．

647 最終的に和解をすすめられ原告が有利で被告が不利になるという印象を持った．

659 和解勧告の仕方がおざなり．積極的に進めた方がよい．

750 和解案について不満足であってもある程度譲歩して和解しないとこの先何年かかるかわからない状況である．もっと強制的に判決を下してほしかった．

790 和解を急かせて十分に審理してくれない．和解審理中に自分の判決予定金額を呈示して和解に持っていかうとする．不満．．．

・裁判官の交替の不満

上 037 裁判官が代わるのが不満である．代わった裁判官がそれまでの経過を理解していない．．．．

164 途中で裁判官が代わった．後の方は中立性がない．

549 途中で裁判官が代わった．はじめの裁判官は転勤するようで浮き腰のような態度で不信感を覚えた．

下 036 途中で裁判官が代わったため審理内容の見直しをし尋問のやり直しをしたのでますます長引いたから．

187 女性が裁判官で人情味があり安心して裁判を進めることが出来たが最後休みでいなく和解内容を棒読みするだけだったのが残念．

190 途中で裁判官が代わったのが不満．

310 被告に対しての態度が厳しい．証拠などの提出や言葉での説明に耳を貸さない所がある．被告側の言い分を聞かない．裁判官と弁護士（原告側）の親密なかかわりがあると感じた．裁判官が途中で代わった．初めの裁判官はこちらが正しいと言っていたが，次に代わった裁判官ははじめからなぜか否定してきた．話の進め方が脅しのような発言が多くあり，やくざのような感じだった．

660 ．．．判決のとき裁判官が若い女性に代わってしまった．引継ぎもできていないように感じた．．．．

775 当初の裁判官は当方の立場・業法をふまえて審理されていたが途中が代えられた裁判官は原告の主張を優先された感じがした．

・審理の終結を急ぎすぎる

- 上 052 事件を早期に終了させるように思えた．あまり親身になってくれたように思わない
460 次の裁判が気になっているようで時間がなく時計ばかり見ていた．この程度の内容は
当事者で話し合えば良いでしょうという感じだった．
556 裁判のときの判決迄の時間が短すぎるのが不満で何回か重ねてからにしてほし
い．．．
- 下 00 3 一方的に審理を打ち切られた感じがする．
078 態度が不真面目(早く終れよという態度がありありと見えた)裁判官として失格である
152 いつも 5 分 10 分くらいで話が終わってしまい，まだ取り下げないでやるんですか
と言われたりしていっこうに先にすまなかったこと．
427 よく話を聞いてほしい．急いで話している．
460 次の裁判が気になっているようで時間がなく時計ばかり見ていた．この程度の内容は
当事者で話し合えば良いでしょうという感じだった．

・無駄に期間が長い、いっこうに先に進まない

- 上 161 . . . 第 1 回から証人尋問にいたるまでの審理内容が実に無駄である．公判の出廷日
に必要書類を出し審理が始まると同時にものの 1 分とかからないうちに裁判官が次回の
期日を指定して終わり．裁判官のやる気のなさを感じた．
- 下 063 審議に時間が掛かり過ぎる． 1-2 週間の間隔で審議できないものか． 相手側の対
応の悪さを強制的に改善させられないのか．
122 迅速な訴訟審理を行ってほしい．
124 訴訟進行をもっと早くやってほしい．
129 . . . 時間の無駄が多すぎる．時間の浪費を避ける方法はあると思う．
152 . . . まだ取り下げないでやるんですかと言われたりしていっこうに先にすまなか
ったこと．
221 . . . 民事の場合期間が長すぎる 遅い．切羽詰っている当事者に対して裁判所はの
んびりしている 本当にやる気があるのかと思う．．．
433 . . . 法廷の場で説明ばかり求め全く審理が進まない．．．
438 相手との和解準備が出来ていたので，1 回目の口頭弁論で済ませたかった．2 回目の
呼び出しがあり，1 ヶ月かかった．ケースバイケースでもっと短時間で終わらせてほし
い．
456 借用証のある白黒はっきりしたものなのに裁判が長すぎる 1 2 回の審議で充分だ
と思う．根拠のない異議が出て白黒はっきりしている問題だと思う．
509 時間的効率が悪い．実際にもっと短く結審できたはず．内容についての検討は相方の
書面の提出の確認が主で，数分くらい経過すると次回の裁判の日程打ち合わせが裁判官
と弁護士の間でなされ，散会となる．一般市民が多忙な中 1 回 15 分ほどの会合のため
に時間を取られるのは効率が悪いという印象．
786 "離婚する" という結論を出すために調停を含め 2 年半かかった．．．

・勉強不足

理解力不足

- 上 408 若い裁判官で勉強不足．地方裁判所，裁判官は信頼できない．
433 裁判官には前もって売上や在庫のデータを渡して説明してあるのにもかかわらず，決
定の場でも再度同じことを求める．最後まで理解できなかったようだ．

- 下 305 こちらから提出した資料を把握していない。判決も焦点が合っていないところもあった。民事裁判だからと情報の全体をわかっていない。
- 433 裁判官はあまりに勉強不足。証拠品（データ）は前もって提出してあるのだから不明点は言ってくれば先に文章化して出せた。法廷の場で説明ばかり求め全く審理が進まない。最後まで理解できなかったようで裁判官が和解案を言い出した。
準備不足・上 191 裁判官は相方の準備書面等をざーと出させておいて最後に判決のときに一読して判決を決めるように見える。途中では全く証書を読んでいない。途中でいきなり審理を中止した。だから、判決を延期する羽目になった。
- 411 ……法廷で初めて書類を見ている感じ。事前に書類に目を通してほしい。
- 548 裁判官が事件に関して準備をしていないのでぶっつけ本番であり流れ作業であった……

審理不尽

- 下 191 途中で証書を読んでいない。判決の延期などするべきではない……
- 423 ……忙しいからだと思うが、裁判についての準備（知識など）が乏しいと思った。
- 769 訴訟文を読んでいなかったので公団側へ何度も聞きなおし、相手の言うとおり金額お提示したのが良くないと思った。

法律以外の専門知識不足

- 上 414 商売の常識というものには詳しくなかった。
- 423 ……業界の取引の常識等は詳しくない。
- 511 ……裁判官が造作について勉強してほしい。
- 524 建築業界に関する専門知識に欠けている。
- 525 宗教法制をよく理解していない。本人が宗教家(住職)で養子縁組解消にあたって身分、立場、解消後に名乗る姓の重要性についての認識にかけている。
- 下 005 ……専門分野の知識がないので(事件について細分化されていない)時間がかかる……
- 007 裁判官の人にももっと医療関係の勉強をしてほしい。
- 157 家庭内暴力に対する知識が不足している(言葉、性的暴力、実際の暴力について)。特に、
、
に関して理解がない。
- 205 裁判官の人に外国の判例を勉強してほしい。
- 439 不動産のことをよく知らない。
- 501 (専門知識をもった)裁判官補佐をつけてほしい。
- 660 問題の内容に詳しい専門の裁判官に担当してもらいたい。一人の裁判官が判決してほしくない。地裁も選挙があってもいいのでは。
- 790 ……弁護士、裁判官とも各業界の知識、および関係業法に対して知識がない。弁護士も裁判官も各専門分野に特化して審理をすべきである。

・常識不足・庶民感覚とズレ

- 上 411 裁判官は世間一般常識に全く欠けている……
- 421 世間との隔たりを少し感じる。
- 423 世間からずれているような感じがする……
- 558 判事に一般社会常識がないのに驚きを感じた。
- 下 097 実情と裁判官の考えている経済観念がかけ離れていて納得できない。
- 133 裁判所の人の考えが一般の人と少しズレがあるような気がする。

- 164 庶民の間隔が乏しい。法律論だけで解釈し、一般常識に欠けている。
- 214 裁判官に社会的経験があればよいと思った。
- 215 ……裁判官は一般人と同じレベルになった方がよい。
- 221 和解調停については民間の識者を採用して判断してもらいたい。「正義は必ずかつ等は限らない」と思う。正義より審理が優先していると思う……
- 224 常識もない……
- 423 世間とずれている（法律以外は疎い）。
- 431 裁判官はもっと勉強してほしい。当たった裁判官は常識不足である。
- 503 裁判官は理論的には頭は優れているが、実際行動を起こしてみたところ理論的ではない。
- 527 法律以前にビジネスについて理解がなさ過ぎる。
- 757 裁判所と世間一般の常識が大きくかけ離れていると思った……

・ 法曹の閉鎖性、馴れ合い、素人が馬鹿にされている、専門用語

- 上 059 判事と相手側弁護士は司法修習生のときは同期だった上にこちらには弁護士がいなかった。私一人が法廷に立つなど場違いであるような態度を取られた。
- 417 破産管財人との裁判だとこちらの事情はどうあれ、負けることが決まっているように思った。
- 532 次期期日設定に際し裁判官は原告の都合を聞かなかった。理由にいついて尋ねると弁護士でないものにその資格権利はないと言われた。裁判中裁判官が居眠りをしていた。別件でラウンド上で相手方弁護士に「この裁判官はわたしの同期だからおまえは勝てない」と言われた。事実私は負けた……
- 下 059 裁判中私語は慎めと言われたものの、判事と弁護士は馴れ合いの会話であった。専門用語を多用され理解できないまま結審に至った。何のために呼び出されたのか理解できない。
- 147 弁護士だけでなく私の話を聞いてほしかった。
- 154 こちらの立場が弱いと感じた。馬鹿にされている。
- 304 相手方の弁護士との対話のみで、当事者には話し掛けていない。言いたいことが言えない（質問できない）言いかけても必要以外は黙っておいてくれという。
- 310 ……証拠などの提出や言葉での説明に耳を貸さない所がある。被告側の言い分を聞かない。裁判官と弁護士（原告側）の親密なかかわりがあると感じた……
- 470 裁判官の偏見というか原告は弁護士がつき自分たちは素人という感じで対処された。弁護士のついていないほうは悪いという決めつけ方をされ心外だった。
- 539 ……相手方の弁護士の言い分ばかりを尊重している。
- 556 説明もハッキリしてくれず、裁判の専門用語で進行を進めていくので、内容がハッキリわかりにくく理解しにくかった。
- 557 裁判の説明が難しくてわかりにくいのでもっと簡単に説明してほしい。
- 565 法廷の指揮中、原告側弁護士及び裁判官との話し合い質疑和議への導入が見いだせなかった。
- 570 人をバカにして話をする。
- 661 原告の話す内容を詳しく聞いてほしい。弁護士と馴れ合いになっている。
- 663 弁護士と裁判官が馴れ合いになっている（感情が出てきてしまう）……
- 787 判決文の内容が専門用語でわからない点があった。仮執行 言葉はわかっても仮執行の具体的内容がわからなかった。
- 795 ……弁護士がついているため。裁判官が調停をしたため、両方の言い分よりも裁判

官の流れになった。

・親身でない、話を聞いてくれない

上 005 裁判官が勉強しなければならない。裁判慣れした人はうまく証言できるが、そうでない人に対する配慮を裁判官はすべき。本音を聞き出すべき。本当の気持ちが伝わらない。

052 ……あまり親身になってくれたように思わない。

318 ……全く話を聞いてくれなかった。

450 最初は言い分が全く認められなかったので正義はあるのかと思った。法廷では「はい」「いいえ」で答えなさいと言われたのでそのとおりにしたが相手側はべらべらとしゃべりそれを制するわけでもなく、おかしい。

544 はじめの印象はよかったが長くなると偏屈で気難しいところがあった。話がしにくかった。

656 まったく言い分をきいてもらえなかった……

710 ……意見を聞いてほしかった。

下 032 こちら側の言い分が十分聞いてもらえたとは思えない。

147 弁護士だけでなく私の話を聞いてほしかった。

152 いつも5分10分くらいで話が終わってしまい、まだ取り下げないでやるんですかと言われたりしていっこうに先にすすまなかった

219 自分の意見や主張を聞き入れてくれなかった。意見書等を出したが返事がない。納得のいく説明がなかった。

304 ……言いたいことが言えない(質問できない)。言いかけても必要以外は黙っておいてくれという。

427 よく話を聞いてほしい……

443 自分たちは素人なのでいきなり呼び出された。ここで議論してはいけないといわれた。証人尋問を受けたいのに言わせてくれなかった。

539 こちら側の言い分をまったくきかない(今までのいきさつなどまったく聞く気がない)。それは関係がないと言い切る……

571 自分の考えや思っていることが実現できなかった。

630 意見を十分聞いてほしい。

661 原告の話す内容を詳しく聞いてほしい……

737 原告の主張をもう少し聞いてほしいと思った。

・書面主義でなく、口頭主義で

上 037 ……裁判官と当事者が直接接触できない。裁判官が人間(当事者)の肉声で聞こうとしない(5分間でも聞いてほしかった)。全て弁護士で決まるような気がする。

下 005 上申書だけで判断してほしくない。文章のうまい人が勝ってしまう。

215 陳述書を提出するのではなく、裁判官が話を聞くことが大切。

・立場をもっと理解して欲しい

上 153 無防備な弱者の立場を理解してほしいと感じた。

158 裁判官にもう少し原告(自分)の心情をくんでほしかった……

710 もう少し弱い立場の方を考慮してもらいたい……

- 下 41 7 弱い人の味方になってほしい。
531 もう少しこちら側の理由も理解してほしかった。
658 被害者の立場を理解してもらいたい。

・事務的、形式的

- 上 161 あまりにも形式にこだわりすぎて形式どおりに書類を書き直したりするのに手間が掛かり過ぎる。第1回から証人尋問にいたるまでの審理内容が実に無駄である。公判の出廷日に必要書類を出し審理が始まると同時にものの1分とかからないうちに裁判官が次回の期日を指定して終わり。裁判官のやる気のなさを感じた。
191 裁判官は相方の準備書面等をざーと出させておいて最後に判決のときに一読して判決を決めるように見える。途中では全く証書を読んでいない・・・
656 ……事務的過ぎる。
727 当たり前のことを事務的に処理されたと思う。わざわざ裁判をする意味がない。印象として強者の言いなりのようだ。
- 下 467 裁判官の対応が事務的。証拠、優先で状況が推測できても証拠がなければ認められない。はじめのうちに裁判長の考えが決まってしまうそれをもとにして裁判を進める感じがある。
786 ……交渉の場では裁判官は非常に事務的に、かつ難題は取り組む姿勢すら見せずに面倒くさそうに処理していったにすぎなかった。国民の権利を守るべきそのような職務の人々がまったくその職務を果たさず右から左へと流すだけであり・・・(中略)・・・日本の裁判、司法制度に対する不信感だけが残った。

・裁判官の言動が失礼、扱いが雑

- 上 078 供託金 600 万円は 90 歳になる母から借りたので返したいと思ったが、裁判官は母は年なんだから何年も生きない、少しずつ返せばよいと言われた。この言動は許すことができない。弁護士に相談したがいっても無駄あきらめなさいと言われた。
556 ……立ち退きの話を廊下でするのは不満だ。
- 下 078 態度が不真面目(早く終れよという態度がありありと見えた)裁判官として失格である
310 ……話の進め方が脅しのような発言が多くあり、やくざのような感じだった。
548 ……威圧的なところでわたしの言うことを聞かなければ「流れます」、和解できない、脅し的な言葉があった。

・声が小さい

- 上 511 裁判官の声が小さくて聞こえにくい・・・
548 ……裁判官の声が小さく何を言っているかわからない。
- 下 082 声が小さくて聞こえない。
216 裁判官の声が小さく聞きとりずらかった。出来ればマイクを使いゆっくり大きく分かりやすく言ってほしい。

・中立性が疑われる

- 上 164 途中で裁判官が代わった。後の方は中立性がない。
221 基本的に被告の立場を尊重するように見えた。取るよりも、取られる方にいいように何故かの理由より払う人(被告)の立場を尊重しているように思った。

- 224 相手が出頭しない理由を聞いたがはっきりしない。法治国家の割に裁判官は中立の立場になっていない。
- 417 破産管財人との裁判だとこちらの事情はどうあれ、負けることが決まっているように思った。
- 450 ……法廷では「はい」「いいえ」で答えなさいと言われたのでそのとおりにしたが相手側はべらべらとしゃべりそれを制するわけでもなく、おかしい。
- 456 被告の言い分を聞きすぎる。
- 532 ……相手方の海外旅行のために審理を1ヶ月延ばされた。裁判官らはわたしの中国籍を意識してか、ここは日本で日本の法を遵守するようにしつこく求めた。
- 727 ……印象として強者の言いなりのようだ。
- 下098 裁判官は弱者だということで、そちらの権利は尊重し、いわゆる弱者と言う人へのみ意見を聞く。
- 220 公平な裁判をのぞむ。
- 221 ……100%悪い人間(被告)の意見を尊重して被害者(原告)を尊重しない矛盾を感じる。……法律は原告も被告も同じ立場で考えるが債権者が悪者になってしまう。公平に裁くことはおかしい弱者を保護しすぎている。
- 224 ……言い分を両方の分を聞くはずなのに被告の言い分を聞いてくれない
- 310 被告に対しての態度が厳しい。証拠などの提出や言葉での説明に耳を貸さない所がある。被告側の言い分を聞かない。裁判官と弁護士(原告側)の親密なかかわりがあると感じた。……
- 314 原告に対して予見を以って偏見に終始していた。
- 420 ……公平に運営してほしい。
- 435 先入観を持っているような気がした(そんなことがあるのかという)。前半の頃には特に感じた。
- 436 少し債務者保護的な印象を受けた。弱者に偏った裁判だった。
- 441 和解案を原告の当事者に頼んだのが不満。何故弁護士や裁判官の客観的な目で作成しないのか。
- 457 相手の一方的な言い分を認めるような言動があった。
- 460 原告が証人を連れてくるといいながら連れてこれなくても仕方がないという感じで自分たちは被告なので必ず裁判にこいという感じ。原告の訴えそのものに対して部屋は直したのだから払うしかないという感じでどうしてそうなったのか聞こうとしない。
- 512 被告側の言い分をよく聞くように思う。
- 660 自分の主義主張だけで原告の証拠を読み上げてもらえなかった。……
- 748 意見を聞いてくれなかった。裁判官は中立的な立場だと思っていたが原告の言い分しか聞き入れてくれなかったような気がする。
- 769 訴訟文を読んでいなかったので公団側へ何度も聞きなおし、相手の言うとおりの金額お提示したのが良くないと思った。開廷時間まで相手側と同室で待機するように指示されたのが、裁判前交渉を迫られて困った。
- 775 当初の裁判官は当方の立場・業法をふまえて審理されていたが途中が代えられた裁判官は原告の主張を優先された感じがした。
- 794 被告の契約違反の事実に対し、時日経過をもとに何ら強い指摘もなく、貸金人被告(弱者とみて?)をかなり重視して和解をすすめる傾向があったこと。
- 795 原告の方の言い分をききすぎている。弁護士がついているため。裁判官が調停をしたため、両方の言い分よりも裁判官の流れになった。

・懈怠者 / 欠席者に対する対応が甘い、裁判官の主体性がない

- 上 224 相手が出頭しない理由を聞いたがはっきりしない
- 450 . . . 法廷では「はい」「いいえ」で答えなさいと言われたのでそのとおりにしたが相手側はべらべらとしゃべりそれを制するわけでもなく、おかしい .
- 461 相手が裁判に出席しないことに対して拘束力がないのか . それでは裁判とは何なのだという感じ . 裁判官にその権限はないのか .
- 532 . . . 相手方の海外旅行のために審理を1ヶ月延ばされた
- 下 063 . . . 相手側の対応の悪さを強制的に改善させられないのか .
- 129 一般に交渉事では、前回の約束を守らなかった場合、申し聞いたり、より強く求めて進歩をはかるがひたすら要請するのみ . 相手方は言を左右して結構何もせず注意されることもなかった
- 411 相手から謝罪を文面にしてくれると言う約束であったが、全くなかった .
- 460 原告が証人を連れてくるといいながら連れてこれなくても仕方がないという感じ
- 461 相手の出席を促すことが出来ないのか . 裁判そのものに不信感を持った .

・結論不満

結果の不満

- 下 023 返済金が多数回の分割になったため .
- 090 . . . 納得できないところは代物返済しているのにそれを金額に換算してくれなかったこと .
- 095 調停の条件が基準になっているのはおかしい .
- 112 弁護士費用について相方の負担は相方ではなく、原因と過程に沿って原告負担分を被告に負担させるべき判決を期待 .
- 114 判決で自分が頼んだことを充分反映できなかった . 判決の基準が不満 .
- 155 和解交渉が当事者にとって充分な額ではなかった .
- 183 賃金法など最高裁での事例を利用したがお互いの接点が合わない .
- 185 病院にお金を返せることや、弁護士に報酬を払えるだけの金額を勝ち得たのでまあ満足しているが、後遺症や心的被害などに関する賠償金は全く取れなかったので受けた損害を全てカバーすることはできなかった .
- 236 自分が思ってた判決にならなかった .
- 240 弁護士の見解と一審の判決に大きな開きがあった .
- 444 相手にも刑罰をつけてほしい .
- 564 もう少し多くの金額を取りたかった . 取れた額(残った額)が少なかった
- 738 向こうから言われた額が会社の立場から考えたら多かったのが不満 .
- 747 借りたものをただ返すのではなく磨いて返すことが裁判官にはわかってもらえなかった歯がゆさが最後まで残った .

証拠評価 (虚偽証拠・虚偽証言を採用された)

- 上 532 虚偽の証拠について何の確認や検討がなされていない . 大阪高裁は相手方の偽証をわたしが指摘するとそれはそれでいいと取り合わず上申書で再度指摘すると職権で偽証内容を修正し、証拠とした . 修正は相手方によらず裁判官らが独自でなしたことである .
- 下 232 証拠だけで判断するのではなく、よく調査してから判断を下すようにしてほしい .
- 237 証拠をきちんと分析していない .

- 455 相手のでっち上げの証拠をどう取っていったのかわからない。
- 473 相手の支払能力についてもっと聞いてほしかった。もっと支払能力があるはずなのに向こうの言いなりの支払いになった。
- 504 原告の陳述及び準備書面すべて丸のみしてその証拠は何一つ提出されず、嘘の証言を全て正当化している。当方の提出した証拠書類及び証言すら信用してもらえず、一方的な判決で真実を聞いてもらえなかった。全て誤認による判決であり法治国家でこんなことは許されないことである。はじめから原告に勝たせるべき先入観を持った判決であった。
- 558 不動産の売買契約や賃貸契約についての文書偽造、本人の尋問に偽証が多かったので偽証については十分検討すべきである。
- 709 自分の意志での保証人ではなく、実印を盗まれて勝手に保証人にされたことをもっと考慮してほしかった。
- 730 証拠の採用の仕方に問題あり。特に原告側証人の証言(貸し出しに際し本人確認を電話にて確認したことで電話で本人が確認できないのに証言を採用している) 借入申込書類などに対する筆記鑑定搭載用が必要である。
- 757 ……また民事では「うそ」が平気で通るところだと思った。

説明不足、「いきさつ」について言及がない

- 下 029 理由を知らず離婚訴訟を起こされたから。理由を聞き出してもらいたかった。(理由を知らないまま判決が下りたのには不満がある)
- 158 ……なぜ訴えたのか、その点についてもっと考えてもらいたかった。なぜ負けたのかいまだにわからない
- 219 ……意見書等を出したが返事がない。納得のいく説明がなかった。
- 222 明確な法律判断を避けて終わらせたように感じる
- 736 ……何で訴えられたのかわからず一方的に訴えられて拒否できないのが不満である。

法律論・判例だけに終始

- 上 514 裁判官は法律だけでなくもっと心情的な部分も含んで判決を出してほしい。
- 下 050 直接原因のみならず判決において公共性を加味して判決を下してほしい。
- 164 ……法律論だけで解釈し、一般常識に欠けている。
- 223 書類上で法理的に正しい判断がつくと思うのだが、法曹界全体の考えなのかわからないが、却下もあるはず。刑事事件でも判決を下して反省で情状酌量があるがおかしいと思う。罪を減ずるが民事に関しても同じようなことがあるのではないか。
- 231 判例がないとなかなか裁判官が勇気をもって判決できないことが不満である。
- 421 法律では割り切れない一般社会の常識というものを踏まえて判断してほしい。
- 510 前例がないので判決を下せなかった。
- 517 ……債務履行の義務が存在するのは当然理解しているところだが相手方の意向がかなり入った部分が多い結果になったと思える。過去の判例等を参考にしているところが多く感じられ、本件のような「預託金」絡みであれば全て同じ見解と言うのもおかしな点である。それぞれ場合によって斟酌すべきであろうと思う。
- 518 本当の言い分を理解してくれず前例を述べる前例と同等に扱おうとする。

当事者の思う焦点とズレ

- 下 192 相続のトラブルの解決のために提訴したのにいつの間にか離縁の話に変えられたので合点がいかない。

- 207 …折衝能力はあるようだが、この裁判の本質からやや外れてしまったことは残念。
同じ建築紛争事件でも個々の事情が全く違うわけだから一律に判断してほしくない。
305 こちらから提出した資料を把握していない。判決も焦点が合っていないところもあった…
516 裁判は脅迫みたいなもの。裁判官の言うことをきかないとお金が全く取れない。こちらで手を打てみたいなもの。

・日程・期日の連絡不足、指示と理解の食い違い

- 下 030 日程の都合が悪くなったので事前に電話したのに欠席のまま決定された。
086 裁判のとき次回判決で、あなたはもう来なくてもよいと言われたが、それにもかかわらず未出席の通知がきた。訳がわからない。
092 全く初めての地裁の手続きがわからず、まったく申立をしないうちに判決を1ヶ月で申し渡された。その間もっと連絡してほしい。
228 突然裁判の通知がきて困惑した。
420 海外出張中第2回公判に出席まで帰国できなくなり、事前に連絡をしたが欠席の形で結審されてしまった。公平に運営してほしい。
443 自分たちは素人なのでいきなり呼び出された。ここで議論してはいけないといわれた。証人尋問を受けたいのに言わせてくれなかった。
453 裁判が始まるまえに書記官に午前中は出廷できない事情を事前に話して了承してもらったはずだと思っていたが始まってみると全て午前中の裁判で全く出廷できなかった。
769 …開廷時間まで相手側と同室で待機するように指示されたのが、裁判前交渉を迫られて困った。
793 日程がすべて裁判所側の都合で一方向的に決められて不都合を感じた。

・裁判官不信（感情的。先入観や偏見がある）

- 上 318 個人的感情が強すぎる。全く話しを聞いてくれなかった。

下 037 業種に対する偏見があるように思えた。
191 …感情的にならないでほしい。
210 担当した裁判官が男性社会が中心であるという考えを持っていた。もし女性の裁判官だったらどうであったかと思う。
224 …自分の感情を出している…
314 原告に対して予見を以って偏見に終始していた。
663 …被告の性格を決めつけている。

・怖い

- 下 422 …裁判所は怖いという感じがある。

・裁判所の選んだ鑑定人の中立性に不満

- 下 751 裁判所が指名する鑑定員(1級建築士)に対して不満がある。中立の立場であるはずなのに実際はそうではなかった。
759 筆跡鑑定を必要とする場合には、お互いの弁護士には絶対に鑑定士の名前を教えてほしくない。実際に名前の公表があったので買収があったように思う。

・被告扱いがイヤ

下 451 当方が原告なのに被告に対するような言動が裁判官にあった。

763 被告あつかいされてると様で生活(仕事)にさしつかえた。

・ 不満

017 根本的に一つの問題であるのに相手方が負けると枝葉の問題でまた裁判に持ち込むと言うケースだった。時間をかけているうちにこちらがめんどくさくなるだろうと言っていたとも聞いた。このようなケースをなくすためにももう一度見直すべき所があるのではないか。

216 ……満足はしているが判決の期限や強制力をもっと強く入れてほしかった。

521 書記官の対応が悪い。高飛車な態度が多い。

734 弁護士の話し合い主体によって、裁判官の裁量がない。

問17a 「裁判所職員に感じたこと」(ほとんど、あるいは、全く会ったことのないもの)

・親切

149 疑問点についての電話に対して対応が良かった。

・満足

129 傍観するのみだったが好ましい態度だった。

225 忠実に職務に徹していた。

・希望・期待

007 素人にもわかるような仕組みを作ってほしい。

019 わからない。裁判上とどのような影響与える人たちなのか。はっきりわかるように教えてほしいと思った。

414 裁判所内に待合室などがあるとよいと思った。

435 こちらは素人なので、法律用語をもっと易しく言ってほしい。

・対応が分からない

729 受付方法がわからなかった。

・非効率性

119 無駄な人が多すぎる。廷吏は書記官がやればよい。

770 ひま人が多すぎ。

・態度が悪い

017 行くとたびに人が変わり話しがつながらないで時間の無駄が多く態度も悪く一度文句をいったら変わった。そのときの人の顔は今でも覚えている。

084 決定を下す前に見直しとか訴えている人の意見をもう一度確認してほしい。過去に職員が間違えていることがあった。職員は威圧的で自分が間違えるはずはないと思っている。

224 事務的。常に被告は罪人のような扱い。真剣味がない。

432 こちらが挨拶してもむこうは挨拶しない。

556 裁判官の質問に原告が答えたときにクスクスと笑っていたのが失礼だと感じ不満に思った。

・不親切

030 電話の対応が事務的で親身になってくれなかった。

097 話しにくい感じであった。

170 妹が傍聴に来たが場所を教えてもらえず膨張出来ず不満(たらい回しにされた)。

210 受け答えに人間らしい温かさがあつたらいいと思う。

557 原告の向かい側にいた人が無愛想な感じがして裁判中も気分が悪かった。

229 裁判所の中の表示の文字が小さくてわかりにくい。

・その他不満

730 証拠、証言弁採用、記述事項等を正確に処理が必要では(証拠収集不足の感あり)。

・その他

- 123 のんびりしている .
- 153 多忙すぎるので実態を調査したり , 証拠の真実が悪手段で作成されたことを分析する時間がないのではないかと感じた .
- 157 受付の感じは普通だった .
- 240 事務的であり , 特別問題はなかった .
- 452 裁判官と書記官には身分に厳しい差別があると感じた .

・ **分からない**

- 007 弁護士に聞いたことで答えます .
- 020 わからない .
- 111 会っていないのでわからない .
- 113 接していないのでわからない .

問 17-2 「裁判所職員の印象」(上段) 17-3 「不満・満足の理由」(下段)
(ある程度、かなり会ったことのあるもの)

・親切だった、人間味があった

上 304 かなり親切だった。最高。

560 判定の時に書類を持って帰ってくださいと追いかけてきて親切な人やなと子どもと話した。

下 090 丁寧に教えてくれた。切手で裁判費用を返してくれた。

105 護士を立てずに行った事件ただけに訴状の不備等を丁寧に指摘してくれたのでとてもよい印象だった。

139 訴状を出すときなど親切に対応してくれた。

318 人間味があった。

647 職員の方は終始感じよかった。

・効率的、対応がよい

442 書類作成も早かった。電話での対応もよかった。

500 能力が高いと感じた(事務処理がスムーズだった)。

708 話をきいてくれて、テキパキした対応。

・満足している

上 453 職員の対応はよくして頂いたと感じている。だがどこでどう変更したのか、暗闇でだまし討ちにあった感じだ。

・対応が分からない

上 793 受付に誰もいないのでどこに聞いたらいいかわかりにくい。

下 098 法廷の位置がわかりにくい(建物内部)。

651 裁判所の中に案内板や案内図がなくてどこへ行けばよいかわかりづらい。

735 裁判所までの過程がある。無料法律相談で個人的訴訟をすることを教えてもらった。相手と交渉する手順がわからなかった。窓口が広くてどこで受け付けているかわからない。一般の人がさっといけるような、窓口が開かれていない感じがする。

・期待・希望

下 005 緊張するので雰囲気話し合えるものにしてほしいリラックスした。

055 心情的な部分をもう少し聞いてほしい。

434 事件の中身には問題はないが、地裁に回ったとき4月から準備書面が必要になったと言われた。裁判官によって意見が違うのではっきり統一させてほしい(必要ないという裁判官もいる)。

・態度が悪い

上 227 特別調停の相手側の立場であったので申立について担当書記官に電話で「内容」について聞いたとき「裁判所は法律相談所ではない」などといわれた。

770 事務的な話ばかりでわからない。もう少し人間的に。

727 あまりにも事務的過ぎ。まるで機械と話しているようだ。あれで給料もらえるのだから

ら楽なもんだ。

下 082 上からものを言う態度・見下す態度・

140 とても不愉快な態度だった。

191 受付の人の中につっけんどんな人，生半可な法律知識で受け答えする人がいる。

310 受付の職員，廷吏等と接する（話をする）機会はあったが，裁判の結果で負けることはわかっているかのようなことを結果が出る前から言われた。

411 窓口で「こんな裁判をやるのか」と裁判官のような態度で接する。

447 定年退職したような相談員は感じがよくない。えらそうにしている。他の職員は親切で感じがいい。

606 権力で仕事をしていた。

・事務的、冷たい感じ

下 415 機械的，お役所仕事。

419 自分がみじめになっていたときなので，まったく自分と関係のない視線でも気になったり，冷たく感じたりした。

421 裁判所職員はよくしてくれていると思うが一般人には冷たく感じる面もある。

446 事務的だけだった

448 職員も人間なのでいろいろで丁寧な人と無愛想な人もいる。

・不親切

下 088 職業的司法関係者以外に対して専門的用語の説明が不親切。

525 職員の案内が不親切であった。なれない場所での窓口書類を提出するのかわからず困ったときも事務的に冷淡な態度であった。

・その他の不満

上 167 書記官のタイプの音がうるさく気を散らされそうに感じた。

下 007 証拠がそろっているのに専門的なこと(知識)がないため満足な金額が得られなかったので非常に不満である。

443 もう少し職員は法について勉強してほしい。

518 すぐに和解をすすめる。十分に意見を聞いてくれない。

567 自己保身のみを考えている彼ら。

704 相手方の意見ばかり尊重しすぎ。内情をくみとってもらえなかった。

750 和解案の内容に不満足である。

・その他

上 548 判事が前の裁判を理解していないので書記官に前回の確認をした。

下 028 普通だったから。

058 私の訴え，途中での意見が彼ら同じ輩に聞き入れてもらえていないことをわかっているながら「机上談義には口を出せない，この場は黙っているしかない」と目線があうと知らぬそぶりをした。

185 裁判に直接出席しないですんだ為，仕事に損傷はなかった(のでよかった)

423 とても忙しそう。敷居が高い(プライドが高い)と感じた。

556 裁判のスピードが早いので自分が考えいるひまがない。

727 東京の実状を弁護士に相談したが、地方とはかなりギャップがある。件数が少ないせいか、体質なのか強者優先でしかも企業優先のようで公平とは言えない。

・ **分からない**

上 107 立ち会っていないので関知しない。

下 110 接触は一切していない。

113 直接接していないのでわからない。

116 接触する機会がいなかったのでわからない。

・ **意味不明**

下 565 訴状の主旨はツツモタセの行為を暗示し、訴状の受理より弁護士、裁判所が役割の一端を担っている可能性がある。日栄のようだ。

問 18 「弁護士の印象」(上段) 18-1 「不満・満足の理由」(下段)

・満足、感謝

- 上 706 人情味のあるすばらしい弁護士だと思う。
- 下 034 審理内容や結果を素人にもわかるようにきちんと説明してくれた。
- 107 顧問弁護士なので不満はない。
- 110 信頼関係が充分ある。
- 129 「弁護士に任せてはいけない。自分に起こった事件だからよく理解してあたらなければ」とおもった。特異なケースを結果はどうあれここまでやれたのは弁護士の適切な指導のおかげ。
- 143 裁判以外のことでいろいろと相談にのってくれたり、支払いの件でも自分の希望を通してくれたこと。
- 314 訴状や準備書を作ってもらった。わたしが急病のとき法廷に出席してもらった
- 471 途中経過をよく説明してくれた。こういったらこうなるなど可能性についてのいろいろな場合の対応など。
- 500 長い付き合いなので基本的なことは理解してもらっていた。
- 609 調停、強制執行等複雑な裁判であったがそれを適切にしてくれた。
- 661 予測をはじめに言ってもらえた。相手方の性格、やり方も教えてくれた。

・希望、期待

- 上 119 弁護士は報告を丁寧に早く文書で残してしてくれることが大切だ。これが満足につながる。それをしてくれれば多少ミスがあっても満足できる。
- 133 訴状を受け取った翌日。新聞社などの無料法律相談所に問い合わせたが予約がいっぱいだった。その後弁護士会館の相談所に行ったが年末の最後の開館日でその日当たった弁護士に依頼するしかなかった。弁護士に相談(依頼)する方法、できる場所などのリストを同封してほしかった。

・時間がかかりすぎることにについての不満

- 上 161 裁判に慣れていない弁護士以外の人たちにも分かりやすく自分たちの権利を守る為の裁判の在り方というものをできるだけ合理的に特に時間に対して見直してほしい。
- 下 568 あまりに長くかかりすぎ。
- 608 和解で決着できるとわかっていたのでもう少し時間を短縮してほしかった。
- 650 依頼してから1年間そのままにされたことが少し不満。

・説明不足

- 上 165 訴訟に際し、訴訟委任状に捺印したところ訴状の内容など全然見ず、第一審で知らない間に和解してしまった。和解の件などについて前もって相談説明は一切なかった。法外な報酬で訴訟費用のほうがはるかに多額になってしまった。
- 192 弁護士は当方の話を聞くがどういう主張をしたらよいかのアドバイスが全くなかった。弁護士と被告の接触の段階で感情的になり相続から離縁という意外な方向に行った。
- 406 判決に関するわかりやすい説明がなく。不服申し立てについても期日を過ぎてしまったため出来なかった。
- 794 今回の裁判以外で職員の司法関係者でない者への対応はまさに権威的、威圧的で非常に不親切である。質問に対してもわかるように説明してくれない。法廷内と法廷外での

差がありすぎる。

- 165 1. 訴訟の進行状況、状況内容についての説明がなく、主張の要旨や法廷での作戦の相談は全くなかった（「委任したのだからいちいち説明の必要はない」と言った）。2 弁護士報酬は法外に高く訴訟余額をうわまわったが請求内容は不明瞭で納得がいかない領収証もくれなかった。
- 321 裁判の結果について詳細を知らされていない。
- 418 途中経過等の連絡等が全くなかった。結果を敗訴とファックスしてきただけで誠意がない。
- 660 弁護士自身の意見を聞かせてほしかったがいつもらえなかった。結果が判断つかなかった。弁護士は8割勝つと言っていたがダメだった。

・十分に話しを聞いてくれない、不理解

上 238 弁護士は当方の話を聞くがどういう主張をしたらよいかのアドバイスが全くなかった。弁護士と被告の接触の段階で感情的になり相続から離縁という意外な方向に行った。

下 078 話しをよく聞いてくれなかった。

- 147 あまり会う機会が少ないのでやや不満足。
- 193 裁判の見通しについてももう少し具体的に教えてほしかった。
- 237 お金にならない仕事であるので熱意がないように感じた。説明を求めてもそっけない態度で詳しく教えてくれなかった。
- 465 言葉が難しすぎてわかりづらい。
- 770 知識が専門的すぎる。

・弁護士の技量不足、ミスなど

上 169 書類の誤字記入項の誤りがちょくちょくあった。仕事ぶりが緻密でない。法律相談(無料)がきっかけで依頼したが相手方は当件のような紛争になれていたようだ。

786 当初は依頼した弁護士より、親身に対応していただいたが、途中で弁護士になりたての若い女性に任せられ、非常に手間のかかる結果になり苦労した。

下 031 あまり活動的ではなかった。相手の言うように対応している感じがした。

- 123 一般として、能力も含めて、質にバラツキが大きい。
- 207 法廷での代弁をもう少しやってほしかった。
- 305 用意していた重要な書類が弁護士のところで止まって裁判所(裁判官)には届いていない。
- 433 人間的にいい人だが、今回の事件に関しては勉強不足。忘れっぽく何度も同じことを繰り返し聞いてくる。若い人なので経験不足もあり一人で空回りしているところがあった。
- 439 不動産に関してあまり知識がない。途中で意見が変わった。
- 458 言い分を全部法廷で言ってくれない。押さえる。金銭的不満 自分としてはもっと請求したかった。
- 501 先物取引に対して詳しくないから。
- 518 言い分を通してくれず前例を述べる。
- 524 専門的になことになってくると公正にしようと思っても裁判官にはわからないのではないか。専門知識があるものにとっては公正だとは思わない。
- 781 弁護士によってかなり差がある。同じ預託金返還の訴訟を違う弁護士に頼んだことがあるが、そのときの弁護士は知識もなく、報酬も最初に明示せずにその後の請求によ

て非常に高く感じた。

・非常識、法律の過度の重視

上 574 世の中の状況をわかっていないし、裁判の内容がわかっていない。対処の仕方がわからない。

下 019 話しはよく聞いてくれたが元裁判官だったせいか判例を重視しすぎるので少なからずイライラした。

227 法理優先ではなく、情理についても考えてほしい。

574 裁判官が自分に対し何らかの先入観が強すぎて話をきいてくれない。

・不信、不平等感

上 405 弁護士がついていないほうが不利だ

下 098 法廷の尋問において当方の弁護士が私に尋問するという形式があったことに驚いてしまった。裏取引が合ったのではないか？

130 弁護士にだまされたように感じる。裁判自体はやってくれたと思う。

152 私の説明(都合が悪くなると)が下手だからと怒ったり、私の提出した書類を読まずして(陳述書等)裁判所に提出したりした事がほとんどであった。

158 お金だけもらった後はどうでも良いという感じの弁護士が多いと思う。こちらの相談に親身になって乗ってくれる弁護士に当たってみたい。

219 弁護士と三度けんかした。二度依頼を断ると言われた。

224 弁護の選定にも失敗した。最終的に弁護士ともけんかになった

430 裁判が馴れ合いで行われているという感じがある。

432 法廷に呼んでくれない。こなくてよいと言われた。証人尋問にしか呼ばれない。判決にも呼ばれない。

548 裁判官と弁護士が判決の和解に対して馴れ合いがある。

607 弁護士が少なすぎる。弁護士同士の話し合い(談合)が裏でされていて裁判所に行かない。先に決められている。

644 裁判の2年も前に、こちら側から弁護士を頼んで調停をかけているはずだった。弁護士からは調停申請書のコピーを渡されていたので当然調停を進めていると思ったが、実は何もしていなくてある日突然向こうから告訴されて非常に驚いた。書類は全て自分で用意し、弁護士渡して調停にかけてもらえるはずだったが、後回しにされ実際には弁護士のところで止まっていて裁判所まで届いていなかった。調停には付されていないのが相手から訴えられて初めてわかった。時々弁護士に尋ねても全て任せておいてくれと言うばかりで、損害が増えていくばかりだった。

734 弁護士同士の話し合いによって決まる

790 弁護士が報酬の額によって熱のいれ方が違うと感じた。弁護士の数を増やし専門分野に特化すべきである。

794 事前打ち合わせでの原告要望にも拘わらず、先方弁護士とのやりとりでは馴れ合いも感じさせる点がある。

・弁護士数

下 607 弁護士が少なすぎる。弁護士同士の話し合い(談合)が裏でされていて裁判所に行かない。先に決められている。

790 弁護士が報酬の額によって熱のいれ方が違うと感じた。弁護士の数を増やし専門分野

に特化すべきである。

・不親切、不誠実な行動

上 097 お金さえ入れればよいという感じ。自己中心的な弁護士であった。

161 事務は画一的であるように感じる。

下 007 最初についた弁護士さんがアメリカへ留学のため途中で止められたので代替りの弁護士が勝手に代わって勉強のためと言って紹介した。そのときすごく不満があり、やめようとも思った。こんな勝手な弁護士がいるものかと思ったが不安な気持ちが募る一方だった。相手側が医療弁護士で手玉に取られた。

103 このような事件にこれ以上時間を費やさせるな等の態度が出ていたから（やや不満に）。

164 顧客へのサービス精神が足りない。早く終わらせようという気が先立っていた。判決日に出廷しなかった。

191 各主張の認否もまともに行わなかった。弁護士は早く終わらせ成功報酬を得たいのみで裁判を少しでも知っている人から見るとビジネス中心であった。

237 お金にならない仕事であるので熱意がないように感じた。説明を求めてもそっけない態度で詳しく教えてくれなかった。

304 対話がない目をそらしている。書類の作成だけ。話したことは一切ない

・忙しすぎる

上 523 今回の弁護士は大きな事件を並行して受け持っていた忙しかったようだ。

527 忙しすぎる、打ち合わせが出来ない。

下 435 戦略を立てる上での時間をもっと取ってほしかった。

461 忙しすぎて頼んだことに対して処理が遅く2から3ヵ月後に返事がくる。

467 忙しすぎてきちんと準備してくれたか疑問。

701 忙しそうだ。裁判官に弱い。

・弁護士報酬について

上 703 最初の弁護士は相手の弁護士につけこまれて事態を悪化させたが、その後依頼の弁護士は手際はよかったが金額に不満が残る。

下 052 初めに弁護士料が不明だった。そして請求された弁護士料が非常に高すぎた。

133 収入・支出を全て提示して費用についてはずい分考慮してもらったが、余裕のない生活をしている身にとっては簡易保険の解約以外に支払う方法がなかった。(全て解約)国なり、地方公共団体なり、無利子で借りられ、分割で借りられる制度がほしかった

165 1.訴訟の進行状況、状況内容についての説明がなく、主張の要旨や法廷での作戦の相談は全くなかった(「委任したのだからいちいち説明の必要はない」と言った)。2 弁護士報酬は法外に高く訴訟余額をうわまわったが請求内容は不明瞭で納得がいけない領収証もくれなかった。

706 弁護士料がとても安いので(非常に満足に)。

709 弁護士料600万は高いと思ったので。

713 弁護士料が高い。

714 不動産屋が頼んだ司法事務所の手数料。15分間で2日間×5万円=10万円は高いと思った。

・結果に対する不満

- 下 169 和解という結果が果たしてよかったのか 理論の焦点がずらされて、弱点をつかれた。
192 先方に常識のある立派な弁護士がついているというのに、和解にこぎつけられなかったのかという後悔が残る。
235 全額認められなかったから。
238 判決以降の対応に不満が残る。
455 和解することを強くすすめられ、養育費を請求してくれなかったことが不満(相手には支払能力がないということで)。判決と和解の違いもわからない。
522 弁護士は裁判官から和解をすすめられとすぐに和解に持っていこうとする。
664 和解に際しては、当社が相当妥協してでもまずは和解を成立させる傾向があった。
703 請求金額よりも大幅にダウンしたから。

・その他の不満

- 上 643 相手(弁護士)は専門家なのでこちらは腹立たしいが弁護士に対して損害賠償を求めるのはあきらめた。

- 下 558 依頼した事件について取り上げてもらえなかったのが残念。

・その他

- 下 032 きちっとした結果がでたから
101 自分たちが書類で書いた、事実関係を伝えるのに苦労した。こちらがすべて証拠を用意していなければならず苦労した
140 文句をいったらきちんとやってくれた
194 審理の途中で被告側が交渉成立の方向へ動いたので裁判そのものに対して評価は出来かねる。先方が勝てる見込みがないと思った時点で急遽まとまった
742 法的知識があれば自分でもできるかもしれないと思う。

・意味不明

- 下 153 事務事例的な解決で真実の究明を裁判所に求めるのは無理無駄だと考えているように感じた。

問 19-1 「相手側弁護士の印象」

・信頼できる

192 被告の主張を非常識とたしなめるほど話のわかる穏当な人物で信頼できると思った。

・不信

005 弁護士は節操がない。双方代理の弁護士がいる。

169 なんでも紛争の種にして吹きかけるような態度（法外な訴訟をするような態度が窺われた）。

460 自分たちの方に都合のよいことばかり言っていた。

706 息子等をそそのかし自分の利益しか考えていない悪徳弁護士。

・結果に対する不満

007 相手側が医療弁護士で 65 才位。うちは専門的でないから年も 28 才で手玉に取られて安い金額を提示した。非常に悔しかった。

・態度の悪さ

028 嘘をつかれた。なれなれしく くん、ちゃんと言われたり、適当に扱われた感じがした。

・こちらの言い分を聞かない

078 相手側の言い分だけを代弁してこちらの言い分は聞いていなかった

512 弁護士は被告の言い分を聞きすぎ公正ではなかった

・ウソをつかれた

101 ウソがみえみえなのに弁護する態度が許せない。第三者が聞いてもおかしいことのつじつまをあわせるのが信じられない。おかげで人間不信になった。

224 ウソが事実になっている。現場の立会いがない。

・不誠実な訴訟進行

238 相手側が何ら回答をよこしてこない。証拠物件を出さない。ストップさせている、放棄しているとしか思えない態度だった。

783 破産事件の場合引き伸ばしにかかる

・知識不足

305 必要な専門知識をもっていない(特に医学的など)。弁護士としての広い知識をもっていない。

・威圧的な態度

416 裁判前のことだが、相手方弁護士の態度はかなり威圧的で裁判に入らないほうがよいと思った。

419 土地、建物、相続についての争いの前段階の裁判であったため、裏取引を家族に持ち込んだり夫死亡には刑事的な面(妻の暴力)がある主張してもよいと脅されたりした。

649 人を見下した感じ。命令的。

・その他

- 030 裁判は弁護士次第．弁護士を立てないといひ和解ができない．お金がないと裁判には勝てない．
- 075 会社の顧問弁護士でいろいろ経験してきているので口は達者．(Q19-1 に関して)相手側の訴えた内容については詳しい)
- 096 民事の弁護士に限りロクな奴がない．
- 138 たびたびかわった．悪徳弁護士．
- 703 最低な弁護士．

・会っていない

- 060 相手の弁護士に会っていない．
- 107 法廷に立ち会っていない．
- 111 直接会っていない．
- 652 相手方まったく出廷してこなかった．

欄外記載

・調査の必要性

005 今回のように国民の声をもっと頻繁に聞いて司法制度に反映してほしい。思っていたことが話せてよかった。裁判官からお話しをとっくりとお伺いしたい。誰が何を知っているんだ。

・結果に対する不満

036 途中から相手が出てこなくなりこちらの言い分が100%通じてしまったがこれで公正かどうかは疑問。

・執行官に対する不満

097 執行官の態度に不満がある。代理人ばかりの意見を聞いて原告の意見を聞いてほしい・・・

・弁護士費用

097 ……保証金はどうなったのか裁判にはお金が掛かり過ぎる。弁護士料の実体を調べてほしい

323 費用が高い。明細がわからない。雲の上のような

・先例重視に対する批判

098 全体的に司法がもっと社会の慣例を公平に評価してほしい。過去の判例を基準に決定することが多すぎるのは納得できない。競売を勝手に裁判所が行う制度に不満がある。土地を貸している立場で解決でないかと思う

・一般常識の欠如

442 簡易裁判所でも一般常識を知らない人が多い(銀行振込のシステムを知らない人がいた)。地方では各裁判所によって同じ内容でも判決が違うことがある。準備書面の出し方も地域によって異なる。書記官も非常に威圧的な人がいる。

462 自分が正しいと思っている正義が伝わらないのが裁判と思った。借りたものを返すと言う常識が通じないものと思った。早くはっきりとした判断を出してほしい。非常に遅い

467 常識的な部分は証拠優先。明らかに当たり前のことが通用しない

470 裁判そのものに信頼性がない(法律そのものは信頼できる)。審議がはっきりしないまま負けた。2審で証人尋問を希望したが許可されたが、当日になって必要なしと言われ判決でて、証人不要の理由を説明すると言っておきながら説明がなく(当日裁判官は欠席)職権濫用という感じ。約束を反故にするのは納得いかない。弁護士が見つからないと見下した見方をしている。裁判官の適性検査はないのか。裁判所内の人間関係だけで世間一般の常識がある人が裁判官になっているとは思えない。裁判に対する苦情はどこに持っていったらいいのかわからない。裁判に対して不審な点を聞いてもらえるところはないのか。

514 法律だけでは判断しきれないことがあるがそういう意見は取り入れられる融通がきかない。

・専門知識の不足

152 弁護士も裁判官の方もそれぞれ専門知識を持った人ならもっと公平に早く解決してたかと思う。

・集中審理の必要性

036 被告は途中からアメリカへ逃亡し会社もないのいない相手と茶番をやっていたという気がする。外国ではこういう場合出国できないようにパスポートを取り上げる国もある。途中から裁判官が変わると一からやり直しになり時間と費用がかかりすぎる。たたらした裁判はスピード時代に合わない。集中してやれば2,3ヶ月ですむ。

・時間のかかりすぎ

082 各裁判所により取り扱い方が違う(提出書類の相違,利息および期間の計算方法)明かに裁判所側のミスにもかかわらず当事者側のミスとして処理される。司法委員に和解手続を任せうるのは疑問がある。各種手続きに時間が掛かる)書類のA4化など新たな制度が導入してほしい。裁判官が極端に債務者よりの印象。私的な価値観を法廷で述べる裁判官がいる。和解の場合出廷する必要はないと思う(当事者間での和解が成立していないのににもかかわらず)。

230 全体の時間がかかりすぎ。裁判の進め方日程調整等が当日に持ってくるのが問題。

316 効率よく迅速であってほしい。裁判官によって態度が違う(必要書類)。

437 裁判に掛かる時間が長すぎる。もっと迅速に行ってほしい。

462 . . .早くはつきりとした判断を出してほしい。非常に遅い。

・書式統一について

082 . . .書類のA4化など新たな制度が導入してほしい . . .

084 A4横書きにしてほしい。書式の統一。裁判のすすめ方を統一させてほしい。

・時間的対等性の要求

305 裁判の時開かれる時間(平日のみ)という現状が問題。職労されている者にとっては不利。相手方弁護士が時間を取りすぎる。資料を作る時間を原告、被告とも平等にしてほしい。裁判中も原告の時間が長くそちら側の言い分が多く言える。原告・被告は対等な立場でなければならない。時間的に判決が出るまで対等にしてほしい。

・精神的疲労

315 裁判所に行くのに労力がかかる。平日休むのが負担になる。精神的につかれた。

・不信心

451 本人訴訟の場合素人なので裁判所(訴訟指揮)の進行がよくわからないないことがあり戸惑うこともある。準備書面を提出しても目を通してくれない。よく目を通して疑問な点などは提出した側にも聞いてほしい。審議が被告・原告で平等に行われたい。一般の支払督促に対する訴訟では被告側が欠席したら即決判決が多いが貸金業者が過払返還訴訟で被告になった場合、原告が出廷して業者(被告)が欠席しても次回いついつと日程を入れる。これはおかしいと思う。一般の支払い督促と同じように無断で欠席したら即原告の訴えを認めたことになる判決にするべきだ。

・不適切な態度

184 裁判所内で先生と呼ぶのは差別に聞こえる。先生でない人に対しての差別がある。判決は良かったがその後が良くない。

・弁護士数

563 弁護士の数を増やしてほしい。司法書士が法廷に立てるようにしてほしい。

・その他

- 173 裁判は弁護士次第だと思う。事務官，裁判官はとてもいい人たちであった。弁護士は金について汚い。
- 224 裁判をやっても無駄だと思った。1ヶ月に1度1年が目処。お金をかけて知恵を使って年間ひまをかけても意味がない。正直者がバカを見る／損をする-全くその通り。代理人が知恵入れてうまくやってお金を取ろうとする。裁判所はそういう細かい事情を話しても通用しない。
- 225 少しでも改善されればいいが，日本の政治を考えると難しい。国民の小さな意見だ。保険制度自体おかしいと思う。任意/自賠責-権力のあるほうには勝てない。被害者の苦しみは見た目以上にひどい。
- 473 別の裁判の人と2件一緒に法廷に入るのは意見を言わずらい
- 643 自分のような経験をした人間のいうことを聞いてくれる場所がほしい。弁護士会とかいうのではなくまったく第三者的立場の期間の窓口があったらいいと思う。
- 742 相談関係費用も原告被告とも同じように分けてほしい。原告が費用を払うのは納得いかない。結果が出た時点で費用を概算してほしい。